

一般廃棄物処分量許可証

再複写無効  
株式会社県南チップ

住所 南陽市和田西大作3368番地の1

氏名 株式会社県南チップ  
代表取締役 海老澤 秀樹

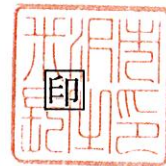
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第7条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

~~第7条の2第1項~~

米沢市長 中川 勝



許可の年月日 令和5年4月1日

許可の有効期限 令和7年3月31日

1 事業の範囲

木くずの処分(木くずのチップ化)

2 許可の条件

- (1) 本許可で処分業を行える施設は、米沢市大字三沢字白旗26100番地26に所在する株式会社県南チップリサイクルセンターとする。
- (2) 本許可で処分できるものは、木くずのみとする。
- (3) 廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第2号に定める基準に従うこと。

3 許可の更新又は変更の状況

平成19年	4月	1日	許可	第34号
平成21年	4月	1日	許可	第34号
平成23年	4月	1日	許可	第34号
平成25年	4月	1日	許可	第34号
平成27年	4月	1日	許可	第34号
平成29年	4月	1日	許可	第34号
平成30年	8月	20日	許可証書換	(代表者の変更)
平成31年	4月	1日	許可	第34号
令和元年	12月	3日	許可証書換	(住所の変更)
令和2年	8月	25日	許可証書換	(法人名の変更)
令和2年	10月	1日	許可証書換	(代表者の変更)
令和3年	4月	1日	許可	第34号
令和5年	4月	1日	許可	第34号